

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る法人事業税の減免取扱要領（平成21年10月15日付 21主課指第75号）の改正点について

平成23年4月1日

- ・ 報告書等の提出の対象とならない事業所等について明記しました。
- ・ 「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類」（減免要綱第2（2）に規定する別に定める書類）（法人事業税減免様式その3）を改正しました。
- ・ 第10、1に規定していた様式を、第7、5に統合し、整理しました。

平成22年7月1日

- ・ 平成22年4月1日付で施行された「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」に係る助成を受けた設備を減免の対象設備から除外しました。
- ・ 法人税法第64条の2に規定するリース資産の取扱いについて明確化しました。
- ・ 取得設備に係る消費税の取扱いについて明確化しました。

平成22年3月24日

- ・ 減免申請に係る様式を定めました。
- ・ 減免の不許可基準及び取消基準を明記しました。
- ・ 減免未済額がある場合の減免申請手続を明記しました。